



箕面市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月5日

箕面市監査委員 瀧 洋 二 郎
同 岡 沢 聡



令和 2 年 度
(2020 年度)

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

箕面市監査委員

財政援助団体等監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち財政援助団体等監査監査計画及び令和2年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

- (1) 特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝
* 萱野中央人権文化センターの指定管理者
- (2) 福祉サービス「よってんか」
* 萱野老人いこいの家の指定管理者
- (3) リリーフ・みのお
* 桜ヶ丘人権文化センター及び桜ヶ丘老人いこいの家の指定管理者

4 監査の日程及び実施場所

令和2年11月20日から令和3年2月26日まで
萱野中央人権文化センター、萱野老人いこいの家、桜ヶ丘人権文化センター、
桜ヶ丘老人いこいの家

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

指定管理者の指定管理に係る出納その他の事務が、当該指定管理の目的に沿って、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、今年度の特徴として新型コロナウイルス感染症対策（以下「コロナ対策」という。）を踏まえて安全性の確保にも留意し、対象団体の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が指定管理施設を適切に管理運営しているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和3年2月26日に各施設を視察するとともに、萱野中央人権文化センター及び桜ヶ丘人権文化センターにおいて対象団体からの説明と監査委員からの質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

【特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝】

(1) 指定管理の概要

施設名称：箕面市立萱野中央人権文化センター

業務の概要：施設管理業務、貸館業務、生涯学習事業、地域コミュニティ推進事業、人権啓発事業、展示コーナー活用事業、相談・若者支援事業、生活支援・居場所づくり事業、社会体験促進事業、学びサポート事業、自主活動応援事業、学校連携事業

(2) 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部で指定管理者において是正等を行うべき点が見受けられた。

① 重要事項の変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、箕面市立萱野中央人権文化センターの管理運営に関する協定書第21条の規定がそれらと一致していないので、市と協議のうえで見直しされたい。

② 業務報告書の提出について

毎月の業務報告書については、協定書の規定により翌月10日までに市に提出すべきところ、提出に遅れが見られたので、今後は期限内に提出されたい。

③ 出納帳簿について

支出命令書において、請求書の金額の転記誤りが見受けられたので、専決代決規程等に基づき正確な経理事務の執行に努められたい。

④ 施設の修繕について

コロナ対策として換気が必要になるところ、壊れて開閉できない窓が見受けられたので、市と協議のうえ改善に向けて検討されたい。

⑤ 修繕の負担区分について

修繕の負担区分については、10万円以下の修繕は指定管理者が行い、10万円を超えるものは市が行うこととおおむね合意しているが、協定書等に明文化されておらず、実態としては修繕の都度市と協議して決定している。リスクを回避し、修繕が速やかに行われるよう、負担区分を明確にした方がよいのではないかとと思われるので、市と協議するよう助言する。

【福祉サービス「よってんか」】

(1) 指定管理の概要

施設名称：箕面市立萱野老人いこいの家

業務の概要：施設管理業務、貸館業務、生活支援事業、生きがい支援事業、つながり支援事業、情報発信事業

(2) 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部で指定管理者において是正等を行うべき点が見受けられた。

① 重要事項の変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、箕面市立萱野老人いこいの家の管理運営に関する協定書第20条の規定がそれらと一致していないので、市と協議のうえで見直しされたい。

② 業務報告書の提出について

毎月の業務報告書については、協定書の規定により翌月10日までに市に提出すべきところ、提出に遅れが見られたので、今後は期限内に提出されたい。

③ 施設の修繕について

コロナ対策として換気が必要になるところ、所管部署との連絡に課題があることなどにより、4台の換気扇のうち1台が壊れたままの状態になっていたが、予備監査後に速やかに修繕された。今後、修繕が必要になった場合は、市との連絡が円滑に行われるよう努められたい。

④ 修繕の負担区分について

修繕の負担区分については、10万円以下の修繕は指定管理者が行い、10万円を超えるものは市が行うこととしておおむね合意しているが、協定書等に明文化されておらず、実態としては修繕の都度市と協議して決定している。リスクを回避し、修繕が速やかに行われるよう、負担区分を明確にした方がよいのではないかとと思われるので、市と協議するよう助言する。

【リリース・みのお】

(1) 指定管理の概要

施設名称：箕面市立桜ヶ丘人権文化センター

業務の概要：施設管理業務、貸館業務、各種講座の開催、展示会事業、総合生

活相談事業、就労支援事業、持込企画関係事業、広報事業、実行委員会行事関係事業、協力連携行事関係事業、学習支援事業

施設名称：箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家

業務の概要：施設管理業務、貸館業務、地域交流事業、いきがい交流事業、展示会事業、多世代間交流事業、健康増進事業、講座・教室事業

（２）監査の結果

両施設とも、指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部で指定管理者において是正等を行うべき点が見受けられた。

〔両施設共通〕

① 重要事項の変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、両施設各々の管理運営に関する協定書第 20 条の規定がそれらと一致していないので、市と協議のうえで見直しされたい。

② 危機管理マニュアルの作成について

現行の危機管理マニュアルはコロナ対策の内容が盛り込まれていないので、現状のコロナ対策を踏まえて改定を検討するよう助言する。

③ 修繕の負担区分について

修繕の負担区分については、10 万円以下の修繕は指定管理者が行い、10 万円を超えるものは市が行うこととしておおむね合意しているが、協定書等に明文化されておらず、実態としては修繕の都度市と協議して決定している。リスクを回避し、修繕が速やかに行われるよう、負担区分を明確にした方がよいのではないかとと思われるので、市と協議するよう助言する。

〔桜ヶ丘人権文化センター〕

④ 個人情報の取扱いについて

雇用契約の際に、個人情報に関する法令や内部規程の遵守に関する誓約書が取られていなかったなので、対策を講じられたい。

⑤ 減免団体の公表について

利用料金の減免を行っている団体については、条例施行規則の規定により名称、所在地、代表者等を公表することとされているにもかかわらず、公表されていなかったが、予備監査後に速やかに公表された。今後は注意されたい。

〔桜ヶ丘老人いこいの家〕

⑥ 業務報告書の提出について

毎月の業務報告書については、協定書の規定により翌月 10 日までに市に提出すべきところ、提出に遅れが見られたので、今後は期限内に提出されたい。

⑦ 現金及び文書の保管について

現金は手提げ金庫に保管されているものの、当該金庫を保管し、及び個人情報を含む文書を保管する鍵付きの書庫等が見受けられなかったので、協定書に基づき適正に管理し、保存するよう改善されたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋二郎

監査委員 岡 沢 聡